

# 直接協議スキーム開始までのスケジュール・課題の確認

## その2

平成28年9月7日

ネガワット取引に関する実務者会議 事務局

意見：今回の「直接協議スキーム」についての前提条件について改めて記載をお願いしたいと思います。  
実務者会議で整理されるべきターゲットや範囲がどこなのか、認識を共通化させる必要がある。

### 【参考】ネガワット取引に関する類型について

第3回E R A B検討会(H28.6.29)  
資料4 より引用

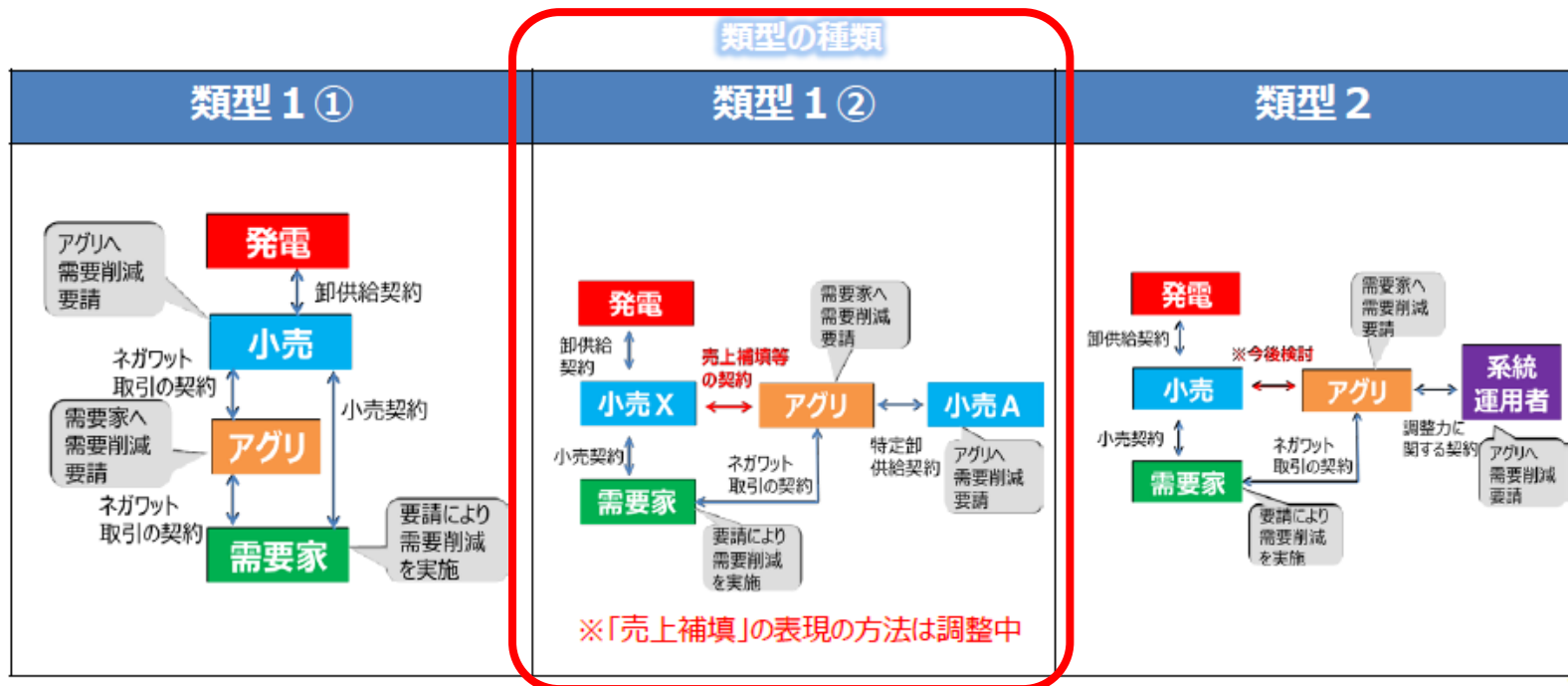
■ ネガワット取引は、その形態により以下の3つに分類される（下記参照）。

類型 1 ①：小売事業者が自社の需要家からネガワットを調達するもの

類型 1 ②：小売事業者が他社の需要家からネガワットを調達するもの

※2017年中にこの類型に基づいた「ネガワット取引市場」が開設される予定

類型 2：一般送配電事業者が需給調整のためにネガワットを調達するもの



検討対象は類型 1 ②

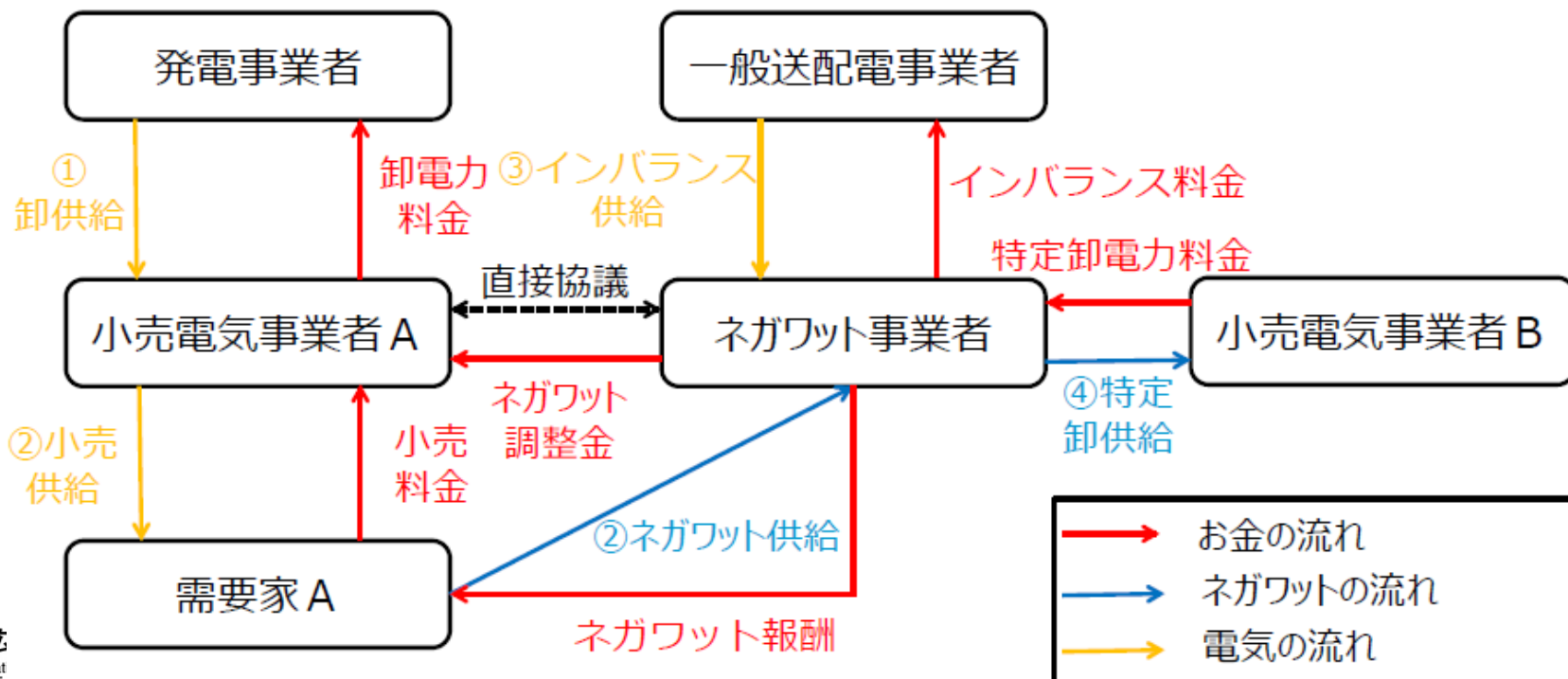
本会議で当初は、類型1②のうち、来年4月に始まる以下の直接協議スキームを集中的に検討する。

第7回電力基本政策小委員会(H28.7.1)  
資料5-1 より引用

**(参考) ネガワット取引における電気・ネガワット・お金の流れ**

- 今回全体方針を決定したネガワット取引（直接協議スキーム）における電気・ネガワット・お金の流れは、以下のとおり整理される。
- なお、諸外国には、ネガワット事業者や小売電気事業者が直接協議を行わないスキームも存在する（詳細後述）。

【直接協議スキームの流れ】



来年4月1日の運用開始が迫っており、その際に実務が困らないよう直接協議スキームに集中し検討しなければならない状況をご理解いただきたい。

第7回電力基本政策小委員会(H28.7.1)  
資料5-1 より引用

## 全体方針①：改正法施行日（運用開始時期）

- ネガワット取引に関する第三弾の電事法の施行は、本審議会での議論も踏まえ、2017年4月1日に施行することとした（本年5月に政令を閣議決定）。
- 来年4月からネガワット取引（直接協議スキーム）を開始できるよう、今後、市場設計に係るルール及びシステムの整備や、需要家も含む関係者との協議・契約等を本格化していくこととなる。

### 【全体方針決定後に関係者が行うこと】

#### 政府

- 省令の制定
- 各種ルール（託送供給等約款・送配電等業務指針等）の認可

#### 一般送配電事業者/広域機関/日本卸電力取引所

- 各種ルール（託送供給等約款・送配電等業務指針等）の変更
- 各システムの開発・改修
- 関連する業務フローの作成・周知

#### ネガワット事業者

- 需要家、一般送配電事業者、小売電気事業者との協議・契約
- 各種設備・システム等の導入

2017年4月  
に運用開始

\* 一部サービスはシステム開発動向等を鑑み段階的に開始

- 来年4月はシステム改修対応が困難な状況のため、暫定運用で開始する。
- 次ページ以降の、本格運用を踏まえた「直接協議スキーム開始までに対応すべき実務課題（案）」について、過不足や修正などが無いか、ご確認願う。

スケジュール案は以下の通り、本格運用に向けたシステム改修は現状最短で来年10月を想定。

年度	2016(H28)							2017(H29)					
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	・	9	・	12
ネガワット 実務者会議	●	●	○	○					(以降、3スキームの開始まで適宜開催 確定数量・第3者仲介スキーム)				
【メールや掲示板を利用・標準帳票化での暫定運用案】													
標準帳票	帳票案 作成		補助資料 作成						▼年間・月間提出開始				
									▼週間計画開始				
									▼翌日・当日計画開始				
【システム化・BP化での本格運用案（※最短運用開始ケース）】													
システム化		方針調整						要件定義 委託手続き	各社開発	連携 テスト	準備	▼運用 開始	
BP化	XML案 作成		BP案作成・調整			パブ コメ	修正 承認	▼BP 確定	補助資料作成				

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
業務 フロー	需要抑制計画の提出について	計画提出の方法	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用開始まで時間が限られる都合、広域機関及び一般送配電事業者のシステム改修が最少となる方法で対応を検討すべきと考える。第1回の実務者会議で以下の通りに方向性を決定した。 （暫定運用）需要抑制計画（ベースライン+抑制計画）と需要調達計画は別帳票として運用する。 （本格運用）需要抑制計画と需要調達計画を合わせて1帳票にする。 （需要調達計画を用いることについては、資料3を参照）</li> <li>計画の変更期限（断面毎）→ 通常の需要・調達計画の期限通り。 （関連する課題：資料2・課題5）</li> </ul>
		計画の提出先	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者は広域機関に計画を提出する。広域機関は一般送配電事業者へ計画を送信する。</li> </ul>
		需給監視の計画取得	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接協議スキームにおいて、広域機関として需要調達計画に追加で需給監視に必要となる情報は特にない。</li> </ul>
	連系線利用計画の管理	—	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定卸供給（ネガワット電力）を用いた連系線利用計画についても、他の利用計画と同様に取り扱う考えとする。</li> </ul>
	事業者コード等の申請	—	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者の事業者コード登録（資料2・課題1）</li> <li>需要抑制計画のコードが新規に必要な場合は広域機関ルールに規定する必要がある。（指針269条）</li> </ul>
	需要抑制計画の授受 （ネガワット事業者 ⇒小売電気事業者）	情報伝送方法 提出タイミング等	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関への変更計画の提出に対応可能である、ネガワット事業者と小売電気事業者間のデータ授受方法。 （備考）通知に用いる様式についてもある程度の標準化のニーズあり。</li> </ul>
	需要抑制実績の提出について	実績提出の方法 ／提出先	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者から小売電気事業者とネガワット事業者双方への具体的な通知方法。 （備考）需要抑制実績は、ネガワット調整金の算定に使用。</li> </ul>
	営業時間	—	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関によるBP化、送受信の自動化が実施不可の期間、一般送配電事業者および小売電気事業者双方もシステム化、自動化の対応ができないことから、受付時間を定義するか。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
システム 対応	需要抑制計画の ファイル形式	XMLファイル、 またはExcelファイル (Excelファイルは セキュリティ面で NG)	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関による入力支援ツールの開発が必要と考える。</li> <li>XMLファイル上の各項目の制約条件が、支援ツールからシステムになった時に大きく変わることが無いように、XMLファイルの形式/各項目の使い方・制約などの詳細規定は、システム化前に実施すべき。</li> </ul>
	需要抑制計画の送受信方式 (事業者→広域機関)	メールや掲示板、 ファイルUpload または、BP/WEB-API	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発等の都合、当面はメールや掲示板利用として、システム開発可能時期によりファイルUploadまたは、BP/WEB-APIに対応していく方向とする。</li> </ul>
	需要抑制計画の送受信方式 (広域機関→一般送配電)	メールや掲示板、 または、BP送信	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面はメールや掲示板利用として、システム開発可能時期を考慮し、BP送信とする方向とする。</li> <li>※ システム開発等の都合、来年4月時点でのBP送信対応は困難と考える（p5のスケジュール参照）。</li> </ul>
広域機関 システム 対応	マスター管理機能	<広域機関内の課題> 事業者マスターコード体系の整理（運用と連携）	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなコード体系を設定する場合、計画受付機能の改修が必要となる。（改修規模大）</li> </ul>
	整合性チェック (計画内、 計画間の整合確認)	必要性の検討	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給管理の観点からは需要抑制計画（ベースライン+抑制計画）に関する整合性チェックは不要と考える。（資料2、課題6）</li> </ul>
	赤紐の付け方	<広域機関内の課題> 自動紐付機能改修	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>紐付方法の検討</li> </ul>
広域機関 運用	事業者コード管理	<広域機関内の課題> 事業者コード体系の検討	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者のコード体系を規定する必要あり。（新規制定、既存流用）</li> <li>既存のコード体系を流用するよう検討中。</li> </ul>
		<広域機関内の課題> マスター申請・登録方法	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者向け説明資料の改定</li> <li>機関内業務マニュアルの改訂</li> <li>申込み様式の策定</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
BP標準	BP内容調整	必要項目等の確認	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務者会議で帳票に必要な情報として、どのような項目があるか、事業者ニーズを確認する必要がある。まずXMLファイル（暫定運用用）の内容を決め、その後、本格運用に向けてBP化（1ファイル化）を進める。</li> </ul>
		標準規格	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関で案を作成する。</li> <li>発電計画等BP標準規格に包含するか新規作成するか。</li> </ul>
	BP制定	BP案の作成	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務者会議での意見をもとに広域機関で案を作成する。</li> </ul>
		意見募集等	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務者会議での関係する利用者の協議及び有識者の意見聴取 + パブリックコメント（広域機関業務規程第187条2項）</li> </ul>
	需要抑制実績通知	標準化帳票、BP案および運用方法の検討	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画断面だけではなく、実績の通知についても、将来的なシステム化を視野に入れたフォーマットや提供方法、提供タイミングを検討</li> </ul>
スイッチング支援システムの利用法	ルール	業務規程・送配電等業務指針・利用規約・個人情報共同利用ポリシー等	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローの詳細化（資料2で確認）。</li> <li>個人情報の共同利用範囲をどうするか、特にネガワット事業者と小売事業者間が課題である。（資料2、p4参照）</li> </ul>
	事業者登録	ネガワット事業者に求める4要件への対応方法検討	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者との契約でネガワット事業者の4要件を確認する場合（資料2、課題1で確認）、契約前の時点においてネガワット事業者はスイッチング支援システムを利用できない。その場合は、需要者が小売事業者経由で情報を取得する方法が考えられる。</li> </ul>
	ネガワット取引の対象外となる機能の扱い	スイッチング支援システムは機能一部制限ができない	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者が託送異動関係の機能を使用できてしまう。もし誤って使用した場合の対応について、検討が必要。</li> </ul>
事業者への説明会	ネガワット取引の具体的な内容と必要なシステム対応等について	説明者の対象設定 開催時期	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の具体的フローや必要とするシステム準備等を周知し、理解いただく必要がある。（現在、10月末～11月頃を想定。）</li> </ul> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売電気事業者</li> <li>ネガワット事業を考えている者</li> </ul>